

「百日咳」・「風しん」

平成30年1月1日より届出方法が変わります

■ 百日咳

現在、百日咳は小児科定点医療間からの把握疾患となっています。今後、成人を含む発生動向を正確に把握するために、五類全数把握疾患に変更されます。

百日咳	新	旧
類 型	五類 全数把握疾患	五類 定点把握疾患
届出対象	全医療機関	定点医療機関（小児科）
届出期日	7日以内	週報
施 行 日	平成30年1月1日	

■ 風しん

風しん、については、すでに全数把握疾患になっていますが、H32年度までに排除状態を達成するために、届出期日が「直ちに」に変更され、患者の氏名、住所等も届出基準の一部として改正されます。

風しん	新	旧
類 型	五類 全数把握疾患	五類 全数把握疾患
届出対象	全医療機関	全医療機関
届出期日	直ちに	7日以内
届出内容	個人情報あり (住所・氏名・生年月日など)	個人情報なし (年齢・性別のみ)
施 行 日	平成30年1月1日	

※「風しん」と臨床診断した場合は直ちに情報提供いただくとともに、精度の高い風しんの検査診断と感染防止対策を進めるために、PCRによる行政検査を行いますのでぜひ急性期の検体採取にもご協力お願いいたします。

※届出基準・発生届は和歌山市感染症情報センターHPに掲載しています。